

## 第6章

# 薄日が差し始めたかに見えるインドネシアの投資環境

石田 正美

### はじめに

1998年5月にスハルト政権が、崩壊してもうじき5年が経つ。開発独裁と言われた同体制の終焉とともに、言論の自由をはじめとする民主化は相当程度進んだとは言える。だが、他方でその間の落差があまりに著しいゆえに、パンドラの箱を開けたかの如く、人々が容易に暴動を引き起こすと言った傾向は、顕著になったと言わざるを得ず、その端的な例が労働運動の激化であろう。また、アジア通貨危機で疲弊した銀行部門を救済するために発行された国債、また経済危機の克服のために外国や国際機関から借りた借款の返済はインドネシア政府の財政運営を困難にし、現在支援を受けている国際通貨基金（IMF）の指導もあって、石油燃料や電力への補助金は削減されてきている。こうした補助金の削減は、これまで周辺諸国と比べても安価であると言われた企業のエネルギー費用に直接影響するのみならず、輸送費の上昇などを通じ物価上昇をもたらし、広い意味での間接費用増をもたらす。また、2002年10月12日にバリ島で起きた爆弾テロ事件が象徴するように、治安問題も改善されたとは言い難い状況にある。さらに、2002年になって、密輸入品が洪水の如く市場に出回るといった事態が起き、輸入関税や

諸税がかけられていない点で、より安価な密輸入品が国産品を駆逐することが懸念されている。

2002年は、これまで悪化したと言われてきただけのインドネシアの投資環境が、直接投資の減少という数字に表れる一方で、既存外国企業の撤退が報告されるなど、潜在的であった投資環境の悪化という現象が、顕在化した年となった。本章では、まず顕在化した投資環境の悪化を、具体例でまず示すことから入りたい。しかる後に、労働運動、公共料金の引上げ、治安、密輸の面から、ここ数年間悪化した投資環境を振り返ることとしたい。そして、最後に、投資環境の悪化が顕在化したという事態を受け、ようやく重い腰を上げ始めたインドネシア政府の対応策を見ていくことで、今後の見通しを考えていく上での判断材料を提供していくこととしたい。

### 第1節 直接投資の減少とブランド・メーカーの相次ぐ撤退

#### 1. 減少した投資認可額

労働問題や政情不安などインドネシアの投資環境の悪化が指摘されるようになってから既に2～3年の歳月が経っている。しかし、これまでのインドネシア政

府の対応を見る限り、投資環境の悪化という事態に、政府が積極的な対策を採ってきたとは言えない。しかしながら、2002年は、そうした前向きとは言えない政府の姿勢が、投資認可額にも反映された年となった。

表1は、インドネシアの投資受入れの窓口である投資調整庁（BKPM）が発表する、外国投資と国内投資の認可件数と認可総額を、1995年から2002年の期間に関して示したものである。表から明らかなのは、2001年の投資認可の件数と金額が、外国投資、国内投資ともほかの年を大きく下回っていることである。具体的には、外国投資は、件数で前年比の14.4%減、金額で35.0%減、国内投資の件数で30.3%減、金額で98.2%減となっている。さらに、外国投資の金額は、年間399億ドルと記録的な外資ブームを迎えた1995年のわずか24.5%にしか過ぎず、国内投資の金額は、同じく過去最高を記録した1997年のわずか0.9%にしか過ぎない。

表1. インドネシア投資認可額の推移

	外国投資		国内投資	
	件数	US\$ 100万	件数	Rp. 10億
1995	782	39,891.6	793	69,844.7
1996	947	29,941.0	807	97,401.1
1997	781	33,788.8	723	119,877.2
1998	1,034	13,649.8	327	57,973.6
1999	1,177	10,884.5	237	53,540.7
2000	1,541	16,075.9	392	93,897.1
2001	1,333	15,055.9	264	58,816.0
2002	1,141	9,789.1	184	1,033.1

(注) 1998年以降、外国投資の件数が桁違いに増えているのは、同年に商業部門の外資規制緩和が行われたことが反映されている。  
(出所) 投資調整庁（BKPM）ホーム・ページに基づく。

2002年は、過去になく直接投資認可が低い数字を記録しただけに留まらなかった。同年11月26日の日本経済新聞の1面で、ソニーの子会社（PT Sony Electronics Indonesia）が、グローバルな生産体制の再構築の一環として、インドネシアから撤退することが報じられた。さらに、このほかにリーボック、ナイキという運動靴の世界の一流ブランド企業が、インドネシアのサブコントラクター（以下、サブコンとする）から

の発注を停止している。これら世界の一流ブランド企業の撤退または発注停止という事態は、インドネシア政府関係者に少なからず衝撃を与えたようである<sup>1</sup>。以下では、リーボックとナイキの事例について、見ていくこととしたい。

## 2. リーボックの事例

運動靴のブランドで知られるリーボック社（Reebok International, Ltd）は、インドネシアの4つの製靴メーカーに製造を発注、4社には合計で25,100名の労働者が働き、リーボック社にとっても、インドネシアは世界で2番目に大きな生産拠点となっていた<sup>2</sup>。

リーボック社は、毎年世界の生産拠点を企業戦略面の観点から評価し、それまでの業績などをもとに、各生産拠点への発注量を決めている。2001年の評価では、中国、タイ、インドネシアにそれぞれ置かれている三工場からの発注量を削減または停止することが決められた。バンドンに拠点を置くプリマリンド社（PT Primarindo Asia Infrastructure）には、2001年9月の段階で、注文を削減するので、他のパイヤーを捜す旨の勧告が通告された。リーボック社側は、毎週の打合せの際、発注量の削減を伝え、2002年2月には公式に、6月1日をもって、注文を停止することが伝えられた。しかし、その間、プリマリンド社側は、労働者には何も伝えていなかった様子で、同社で働く労働者5,400名は、ある日突然解雇を言い伝えられたようである。

2002年7月29日、プリマリンド社の労働者約1,000名は、リーボック社の一方的な発注停止に抗議し、米国大使館にデモ行進を行った。

## 3. ナイキの事例

同じく運動靴のブランドで知られるナイキ社（Nike Inc.）も、インドネシアのサブコンに運動靴を発注している<sup>3</sup>。1996年において、インドネシアでのナイキ

<sup>1</sup> このほか、ジャカルタ韓国人商工会議所の事務局長によると、過去1年間にインドネシアを撤退した韓国系企業は37社に上るとのことである（2002年9月12日付け *Far Eastern Economic Review* 誌）。

<sup>2</sup> ここでの記述内容は、2002年7月30日付け *Kompas* 紙に基づいている。

<sup>3</sup> ここでの記述内容は、2002年7月31日、8月5日、8月21日、10月17日付け *Kompas* 紙と、2002年9月12日付け *Far Eastern Economic Review* 誌に基づいている。

社の靴の生産量は2億5,000万足で、同社のインドネシアにおけるシェアは38%で、当時シェアが36%であった中国を凌いでいた。しかしながら、2002年のシェアはインドネシアが30%に低下し、逆に中国のシェアは38%に増加、また1996年の段階で2%のシェアを持つに過ぎなかったベトナムでの生産量が、15%にまで拡大している。

ナイキ社では、世界の生産拠点の評価が1年に2回行われている。評価の結果、ジャカルタ近郊のタンゲランに拠点を置くドソン社 (PT Doson Indonesia) が、ナイキ社のほかのサブコントラクターと比べ、ここ数年の業績並びに潜在的な競争力が低いと判定された。2002年2月、同年11月をもって、ドソン社への発注を停止するとの通告がなされ、ナイキ社側は新たなバイヤーを捜すため9カ月の猶予を与えたとしている。

ドソン社には、6,800人余りの労働者が働いており、ドソン社への発注が停止されるとの話は、2002年7月30日の時点で明らかにされている。その後、8月20日に同社の労働者がジャカルタでデモ行進を行っている。その後、ドソン社の経営者側と労働組合との間で退職金などの交渉が行われ、中央労働紛争調停委員会 (P4P) は、退職金として月給1カ月分を支払うようドソン社側に勧告している。だが、同勧告に関し、全インドネシア労働組合連合 (FSPSI) の委員長でもあるヤコブ・ヌアウェア労働移住相は、調停委員会の決定を拒否し、ドソン社側に月給の2カ月分を支払うよう、強く申し入れている。

以上2つのブランド企業によるインドネシアの一サブコンからの発注停止という事態には、後述するような労働運動の問題、治安の問題などが影響しているように思える。しかし、加えて、インドネシア政府がここ数年皮革の輸入制限をしていることが、良質な皮革を必要とする同産業に暗い影を落としたとの話もされている。他方、実際に労働争議があったとされているリーボックのサブコンが発注停止となっていないことを考えると、労働問題だけが撤退の理由ではなかったようにも思われる。

## 第2節 労働問題

労働運動の激化は、ここ数年のインドネシアにおける投資環境悪化のなかで、最も大きなウエイトを占める問題の一つであると言える。というのも、労働組合運動という側面のみならず、最低賃金の上昇、労働関係法を巡る論争と言う側面を持っているからである。

### 1. 激化した労働組合運動

スハルト政権下においては、公認の労働組合は全インドネシア労働組合 (SPSI) のみであったが、ハビビ政権になって間もない5月21日に労働組合設立の自由化が当時のファフミ・イドリス労働相によって宣言され、6月には労働組合設立の自由を規定した国際労働機関 (ILO) 憲章87条の批准が行われた。この結果、多くの国レベルの労働組合が設立され、労働移住省に届けられた労働組合だけでも、その数は数十に上っている。こうした国レベルの労働組合は、企業レベルの労働組合運動を指導し、組合が賃上げなどを勝ち得た場合、その上昇分の何割かを組合運動指導費用として徴収することで、組織の維持と拡大を図っている。このため、組合運動指導費用をできる限り多くするには、労働者数の多い大企業が労働組合運動のターゲットとして狙われる傾向が強く、また賃上げ幅をできるだけ大きくするために、運動の指導方法も過激なものが目立つようになってきた。

労働組合運動のターゲットとなった産業の一つが製靴産業である。ナイキ、リーボックのほか、アディダスやフィラなどのブランド企業が、サブコンとして靴製造業者に発注する形で、インドネシアを運動靴の生産拠点として位置付けてきた。しかし、労働運動が頻発し、生産が滞る可能性が出てきたこと、また政情が安定せず、小売業者への安定供給が損なわれる可能性が増えてきたことで、これらのブランド運動靴の本社では、インドネシアのサブコンへの発注を削減し、タイ、ベトナム、中国へのサブコンへ切り替える動きが、総選挙が行われる前の1999年初め頃から始まった。このため、労働者の自宅待機や解雇などが、一部

の企業で行われたようである。一方、労働者側からすると、労働集約的であるがゆえに製靴産業では適用される最低賃金が、1997年4月以降据え置かれた後に、1998年8月と1999年4月に引き上げられたものの、引上げ率はそれぞれ平均で15.0%と16.1%と、その間の消費者物価上昇率96.3%には遥かに及ばなかったことが不満の一因になっていた。

こうしたなか、1999年11月23日に、リーボックの靴を生産するコン・タイ・インドネシア社 (PT Kong Tai Indonesia) では、労働者約4,500名が企業側による自宅待機、賃金カット、解雇に反対して、工場の庭でストライキを実施した。運動に参加した労働者4,676名は解雇され、解雇後も退職金の支払いを求めて闘争を継続、2000年6月に退職金を勝ち得ている。しかしながら、退職金支払いの闘争を指導した繊維・紐・皮革労働組合 (SPTSK) に組合組織費として10%を徴収されたことなどに関して、労働者から少なからぬ不満が出た。また、アディダスのサブコンであるパナルブ社 (PT Panarub Industry Co Ltd) でも、2000年9月8日から12日まで総勢8,000人の労働者によるストが行われた。

## 2. 労働関係法を巡る動き

こうしたなか、インドネシア製靴業協会 (APRISINDO) のジマント事務局長が、2001年1月19日、秩序のない労働運動を理由に、製靴企業12社がベトナムへの工場移転を検討していることを発表した。その3日後の1月22日、製靴業協会に加え、インドネシア繊維業協会 (API)、電機産業連合 (GABEL) の三団体の事務局長が、企業の能力を越えた要求をする労働運動は、インドネシアに進出する企業の撤退を促すと懸念を表明、同時に2000年7月に定められた労働相決定2000年第150号の改定を要求した。

労働相決定2000年第150号に関して、企業側が問題にしたのは以下の点である。第一に、労働者が窃盗など重大な過ちを犯した場合に解雇する際、退職金は支払われないが、勤続年数に応じた功労金と補償金は支払われることになっていた。また、解雇を労働者に通告し、労働者が地方労使紛争調停委員会 (P4D) に

解雇が不当であると訴えた場合、P4Dによる調査が行われる。P4Dにより解雇をしても良いかどうかの決定が下されるまでの期間、企業側には、最大で6カ月間にわたり、労働者に100%給与を支払うことが義務づけられた。第二は、労働者が自主退職をする場合、退職金は支払われないものの、功労金と補償金は支払われる点であった。同規定で、自主退職の場合でも退職金がもらえないのは、少し奇異に思われるかも知れない。しかし、インドネシアの労働関係法を見る限り、退職金は、企業側の理由でやむなく解雇された場合に支払われるものであると思われる。さらに、日本と異なり、ある職場で技術を得た労働者が、容易に他の会社に引き抜かれるインドネシアでは、自主退職に対して、退職金は無論のこと、功労金さえも支払いたくないと言うのが企業側の本音であるとされる。第三に、労働者が無断で5日以上欠勤した場合は、解雇処分の対象となるが、労働者が合法的なストに参加して5日以上出勤しなかった場合は、欠勤とは見なされないと規定されていた。

先述のような企業側からの労働相決定第150号の改定要求に対し、リザル・ラムリ経済調整相は、ルフット・パンジャイタン商工相とアルヒラル・ハムディ労働移住相に解決を要請、2001年1月25日、同労働移住相は、企業、労働者、政府の代表による三者会談を通じ、解決を図っていく意向を示した。しかし、労働者側は同150号の改定に反対の姿勢を崩さず暗礁に乗り上げた。こうしたなか、企業側の圧力により、アルヒラル・ハムディ労働移住相は、5月初めに第150号を改定した労働移住相決定2001年第78号の発行を試みた。しかし、第150号の改定に対する労働者側の反発は強く、全インドネシア労働組合連合 (FSPSI) と労働移住相との協議が行われ、同78号の実施は2週間延期することで合意が図られた。しかし、期限が過ぎた6月1日、アルヒラル・ハムディ労働移住相は、附則として労働移住相決定2001年第111号を加えることで、労働移住相決定2001年第78号の実施を強行した。

さて、ここで労働移住相決定2001年第78号と第111号の改定内容を見てみることにしたい。第一に、窃盗など重大な過ちを犯した場合に解雇する際、功労金と

補償金を支払うとの労働相決定2000年第150号の規定は、第78号では功労金は支払われず、補償金のみが支払われるとの規定に改定された。また、地方労使紛争調停委員会（P4D）の決定が下されるまでの間、第150号では最大で6カ月間給与を100%支払うことが企業側に義務づけられていたが、第78号では、その間労働者を休職処分にするのができ、休職期間中はP4Dで特に指定される場合を除き、企業側の給与支払い義務は免除されることとなった。第二に、労働者が自主退職した場合、第150号では功労金と補償金が支払われると規定されていたが、第78号では支払われるのは補償金のみとなり、さらに自主退職の条件として、退職する日より1カ月前に書面で企業側に退職する旨を連絡することが、労働者に義務づけられた。第三に、第150号では合法的なストに参加して5日以上出勤しなかった場合も欠勤とは見なされないとの規定があったが、第78号では違法なストに参加して5日以上出勤しなかった場合は、欠勤と見なされ、解雇の対象となることが明記された。さらに、事実上の附則と言える第111号に関しては、退職金、功労金、補償金の金額が第78号で規定されている額よりも高い場合はその金額が労働者に支払われ、低い場合は第78号で規定されている金額が適応されることが規定され、労働者側にわずかながら譲歩する姿勢が盛り込まれた。

しかし、こうした譲歩に労働者側は満足せず、6月1日、東カリマンタンのサマリダで、10数社の企業の労働者数千人がストライキを実施し、労働者の代表約500名が州知事に労働相決定2001年第78号の廃止を求めた。さらに、6月15日には、複数の労働組合の全国組織が申し合わせたかのように、バンドンで数千人、マカッサルで数百人、東ジャワのシドアルジョで労働者のデモが行われ、バンドンでは一部の労働者が暴徒化し、治安当局と衝突した。バンドンに拠点を置く日系の繊維企業によると、労働運動の展開の仕方は極めて戦略的で、ジャカルタから入ってきたと思われる労働者が繊維工場の並ぶ街道筋に入り、工場を1件ずつ回っては、働いている労働者を脅してデモに参加させ、さらに工場のバスを出させては、デモを拡大させていったとされる。これにより、一部の企業では、

工場に労働者が入り込み、操業停止に追い込まれるなどの被害を受け、一部日系企業にもこうした被害が及んだ。このようにデモが暴動に発展したことで、西ジャワ州知事は、州内では第78号と第111号を実施しないことを表明した。また、翌日の16日に、政府は第78号と第111号の実施を撤回、労働者と企業、政府の三者が新たな合意に達するまで、従来の労働相決定2000年第150号を復活させることを表明した。この結果、企業側は、労働者側に有利な第150号に、その後も従わざるをえなくなった。

その後、2001年8月にメガワティ政権が発足し、メガワティ大統領はヤコブ・ヌアウェア労働相に、発足後間もない8月13日に、労働者、企業、政府の三者協議機関を設置し、労働者と企業の橋渡しをするよう呼びかけた。これに対し、労働移住相も、労働相決定2000年第150号は「眠っている虎」であるとし、急いで解決すべきではない問題であるとしながらも、解決に向け努力していく姿勢を示した。しかし、同労働移住相は、9月19日にすでに58もある労働組合から10人もの労働者側代表を決めるのは困難であると、表明している。しかし、10月には、労働相決定2000年第150号に変わる労使紛争解決法案の検討に向け、労使が話し合うことで合意に至っていることから、10月時点では企業側、組合側の代表がすでに選出されていたようである。政府と国会は、早期に成立させるべく協調姿勢を取り続けてきたが、労働者側と企業側の主張が真っ向から対立し、2002年9月23日に予定されていた法制化は、労働者数千人のデモが国会内で行われたこともあり、見送られた。その後、2002年に入って、条文を労使双方で一条ずつ検討していくなかで合意が成立し、去る2003年2月25日、同法案は国会で可決された。同法の詳細は明らかにされていないので、ここでの検討は差し控えるが、企業側の代表も労働者側の代表も双方が納得するものとなっているようである。

### 3. 最低賃金を巡る動き

アジア通貨危機発生前の1997年4月から、最低賃金はこれまで7回改定されている（表2）。経済危機発生後最初の最低賃金の引上げは、1998年8月に実施さ

表2. ジャカルタの最低賃金の推移と消費者物価動向 (1997年～2003年)

実施日	最低賃金 (Rp)	各期間の伸び率 (%)		基準時からの伸び率 (%)	
		最低賃金	物 価	最低賃金	物 価
1997年 4月 1日	172,500				
1998年 8月 1日	198,500	15.1	80.8	15.1	80.8
1999年 4月 1日	231,000	16.4	8.6	33.9	96.3
2000年 4月 1日	286,000	23.8	0.1	65.8	96.5
2000年 9月 1日	344,250	20.4	3.1	99.6	102.6
2001年 1月 1日	426,250	23.8	4.8	147.1	112.3
2002年 1月 1日	591,266	38.7	14.4	242.8	142.9
2003年 1月 1日	631,554	6.8	8.7	266.1	164.1

(出所) 物価は中央統計庁資料、最低賃金は Kompas 紙に基づく。

れ、この時点では経済危機による影響が依然として深刻であったことから、引き上げ幅もその間の80.8%と言う物価上昇率と比べると、わずか15.1%と企業の負担を軽減するよう設定されている。1999年4月の最低賃金も同様に低めに設定されたが、2000年4月の段階で、経済危機による実物経済の影響も回復に向かい始めたことで、それまで労働者へのしわ寄せを取り戻すべく、23.8%の引き上げが行われた。

その後、政令2000年第25号が発行され、それまで州ごとに全国一斉に決めていた最低賃金を、県並びに市で別々に定めることとなった。より詳細に述べると、州レベルの最低賃金が決められ、州の最低賃金を下回らないよう、県と市が最低賃金の水準を決める仕組みへと変更された。このためか、2000年には4月に続き、ジャカルタ首都特別州では9月にも最低賃金が引き上げられ、その引き上げ幅もわずか5カ月の間に20.4%も引き上げられた。さらに、その4カ月後の2001年1月1日にも、再び最低賃金が引き上げられ、この時点で経済危機前を基準にした最低賃金の引き上げ幅が、物価上昇率を上回ることとなった。

2001年以降、最低賃金は毎年1月に引き上げられることになったが、同じ頃インドネシアの労働運動に新風を吹き込む人事が、2001年8月にスタートしたメガワティ政権で、発表された。というのも、新政権での労働移住相にこれまでも紹介した全インドネシア労働組合連合 (FSPSI) のヤコブ・ヌアウェア委員長が、任命された。同人事が、2002年の最低賃金が決められるプロセスで、どう影響したかは必ずしも定かではない。だが、先述の労働移住相決定2001年第78号

が、三者協議とは言われながら、事実上労働者側の意向がほとんど反映されない形で発行されたのとは対照的に、2002年の最低賃金は労働者側の一方的なペースで決められた。当初三者協議では、企業側代表が15.0%、労働者代表が45.5%、政府代表が21.9%の引き上げ率をそれぞれ提示したが、その後審議が行われた後に、政府側代表が労働者側代表の案に近づき、企業側代表が退席するなかで、38.7%増のペースアップが決められ、ジャカルタ首都特別州のスティヨソ知事が、2001年10月31日に決定した。

これに対し、企業側の代表であるインドネシア企業家協会 (Apindo) のジャカルタ支部は、2001年11月23日に同決定は一方的であり、企業側の損失は大きいとして、翌年の三者間協議から抜けることを宣言、企業界の現状を全く考慮しない最低賃金を公布したスティヨソ知事を、ジャカルタ行政裁判所に提訴した。行政裁判所が12月半ばに出した判決は、38.7%増の最低賃金の引き上げは、企業への負担に繋がり、負担が大きい企業は、雇用を減らすため、失業者が増えるとして、スティヨソ知事に同最低賃金の実施延期を命じるものであった。さらに、企業側は、特別州政府が新たな最低賃金を強要した場合、294社の会員企業が30%の人員削減を実施すると宣言、これにより約21万人の失業者が出ると述べた。他方、労働組合側も、企業側が新しい最低賃金を支払わない場合、生産性を落として抵抗する、ないしは1月15日に全国的なストを決行すると脅かした。また、ジャカルタ特別州政府も、新たな最低賃金を支払っているかどうか監査を行い、規定を守っていない企業は、法的措置に訴えたと述

べ、膠着状態は2002年になっても続いた。ところが、何らかの政治的な力が働いたのか、1月9日にジャカルタ行政裁判所が、新たな最低賃金の実施を延期せよとの先の判決を取り下げを口頭で発表、企業側は法的な後盾を失い、38.7%増の最低賃金が強行されることとなった。

一方、これとは対照的に2003年の最低賃金は、6.8%のベースアップと物価上昇率を下回った。この背景には、その後の投資環境の悪化が外国企業の撤退と著しい投資認可の減少と言う数字になって現れたことが影響していると思われるが、特別州政府側の説明では、2002年2月の洪水で企業は総額で5兆ルピアもの損失を被ったこと、2002年10月12日のバリ島での爆弾テロ事件で、2003年の輸出が停滞することが予想されることを、理由として挙げている。

### 第3節 公共料金の引上げ

かねてからインドネシアでは、ガソリンや灯油をはじめとする石油燃料に補助金が拠出されていたため、燃料や電力など企業のエネルギー・コストは、周辺諸国と比べても安価であった。しかし、国内で補助金によって引き下げられた石油燃料が、国際的にも安いということで、外国に密売されるということが問題とされていた。

このため、アジア通貨危機でインドネシアがIMFの支援下に置かれるなかで、石油燃料の補助金の段階的な廃止は、再三問題にされてきた。アジア通貨危機を契機にIMFの指導下で、インドネシア政府は経済政策を実施していくこととなり、1998年5月5日に石油燃料など政府公共料金の引上げを決定したが、同引上げが経済危機で疲弊した国民の反発に遭い、5月14～16日のジャカルタ暴動の一因となったことで、同引上げは5月16日に見直された。その意味で、石油燃料をはじめとする公共料金の引上げは、政府にしてみればある意味で腫れ物に触れるようなものであったと思われる。しかしながら、経済危機で経営難となった銀行部門を再建するために国債が発行されたこと、また

経済危機で諸外国や国際機関から多額の資金を借り入れたことは、その後の政府の財政運営負担を大きくし、石油燃料の補助金を段階的に削減することが、政府にとって乗り越えなければならないハードルとなった。

経済危機からの回復が本格化した2000年4月、最大で12%と小幅の石油燃料価格引上げが実施された(表3)。かつ低所得者層への影響を配慮し、灯油と重油の価格引上げは差し控えられた。しかし、その1年後の2001年4月には、産業・国内船舶向け石油燃料価格が、国際価格の50%で連動するよう、毎月各種の石油燃料価格が更新される仕組みが導入された。その後、2001年前半のルピア相場下落と金利の高止まり状態が、対外債務と国債の返済額を膨らまし、当初目標としていた2001年予算の財政赤字をGDPの3.7%に抑制することが困難な状況を迎えることになった。このため、IMFの指導の下、2000年4月以来聖域として据え置かれていた家庭・小企業向け、乗り物用、電力向けの石油燃料も引き上げられることになった。また、電力向け石油燃料価格が引き上げられたことに伴い、2001年7月と10月に、電力料金がそれぞれ15.5%と8.19%引き上げられた(表4)。

その後、石油燃料の段階的補助金削減による価格引上げが見込まれることと、国営電力公社(PLN)の経営が厳しい状況にあることから、2002年には3カ月ごとに電力料金が6%ずつ引き上げられることになった。他方、2001年末、翌年の財政運営が依然として厳しくなることが見込まれるなか、政府は石油燃料価格の引上げをなかなか発表しなかった。逆に政府の石油燃料価格引上げを見込んで、様々な商品の価格が引き上げられ、値上げを待ち望んで灯油を倉庫に隠す業者などが現れた。このため、政府は、2002年1月16日、石油燃料を2月1日から引き上げることを発表した。それによると、家庭・小企業向け灯油の価格は1<sup>リットル</sup>600ルピアで固定するほか、産業・国内船舶向けの重油、ディーゼル油、燃料の連動する価格が国際価格の50%から75%に引き上げられ、ガソリンの価格は国際価格の100%に連動することが取り決められた。ただし、原油価格の変動が著しい場合を考慮して、油種によっ

表3. 石油燃料に関する料金改定

2000年4月1日	各種石油燃料を最大で12%引上げ（電力・輸送向けを除く）
2001年4月1日	1) 産業・国内船舶向け石油燃料価格は国際価格の50%に連動 2) 石油天然ガス掘削・外国船舶向けは同100%に連動
2001年6月16日	家庭・小企業・輸送・電力向け石油燃料価格も引き上げ ・灯油 1ℓ Rp. 350 Rp. 400 ・重油 1ℓ Rp. 600 Rp. 900 ・ガソリン 1ℓ Rp. 1,150 Rp. 1,450
2002年2月1日	1) 産業・国内船舶向けガソリン以外の燃料は国際価格の70%に連動 2) ガソリンは国際価格の100%に連動 3) 家庭・小企業向け灯油 1ℓ Rp. 600に 4) 産業・国内船舶向けに関して、油種ごとの上限・下限価格設定 ・ガソリン Rp. 1,450 ~ Rp.1,750 ・灯油 Rp. 900 ~ Rp. 1,650 ・重油 Rp. 900 ~ Rp. 1,550 ・ディーゼル油 Rp. 900 ~ Rp. 1,520 ・燃料 Rp. 800 ~ Rp. 1,150
2003年1月1日	1) 産業・国内船舶向けも重油とディーゼル油は国際価格100%に連動 2) 上限価格と下限価格は、いずれ発表するとして先延ばし 3) 家庭・小企業向け灯油 1ℓ Rp. 700に
2003年1月20日	2003年1月1日の引上げが撤回され、新たな価格設定 ・灯油 Rp. 1,800 ・重油 Rp. 1,650 ・ディーゼル油 Rp. 1,650
2003年1月23日	政府は当面石油燃料価格は変更されない旨表明

(出所) Kompas紙、国営石油公社プラタミナのプレス・リリースをもとに作成。

表4. 電力並びにその他の公共料金改定

< 電力料金 >

2001年7月1日	平均で15.15%引上げ
2001年10月1日	平均で8.19%引上げ
2002年1月1日	平均で6%引上げ、以後4月1日、7月1日、10月1日も6%引上げ
2003年1月1日	平均で6%引上げ、以後4月1日、7月1日、10月1日も6%引上げ
2003年1月20日	産業用・事業用電力は毎月の使用料を2.5%減額することとなる

< その他の公共料金 >

2001年9月6日	ジャカルタ冷房バス料金引上げ
2002年2月1日	電話料金平均で15%引上げ 鉄道エグゼクティブ・ビジネス・クラスの運賃引上げ
2002年2月15日	航空運賃の改定（以後6か月ごとに為替・原油価格に基づき改定）
2002年6月1日	ジャカルタ近郊鉄道料金引上げ
2003年1月1日	電話料金平均で15%引上げ
2003年1月16日	1月1日の電話料金引上げ決定を延期することが表明される
2003年3月1日	テレコム・セル社の携帯電話料金引下げ

(注) 鉄道・バスなどの交通機関を利用する日系企業関係者はさほど多くはなく、利用者は地元の市民が多い。また、航空運賃の改定は、値下げ分も含まれている。

(出所) Kompas紙をもとに筆者作成。

て上限と下限価格が取り決められた。

2003年の1月には、産業・国内船舶向け灯油、重油、ディーゼル油を、国際価格に100%連動することが取り決められ、一方で電力も2002年に引き続き、3か月ごとに6%ずつ引き上げられることとなった。これに加えて、電話料金も1月からさらに15%引き上げられた。特に、100%国際価格に連動するようになった

石油燃料は、米国のイラク攻撃が想定されるなか、原油価格が1バレル30ドルを上回る水準で推移していたことから、企業・市民への負担を一気に拡大した。1月10日以降、ジャカルタなどでデモが拡大し、政権基盤を揺るがしかねないまでの騒動となった。この結果、1月16日には電話料金の引上げが撤回された。次いで、1月20日に、政府は産業・船舶向け灯油、重

油、ディーゼル油の価格を引き下げる決定を下す一方、産業・事業者向け電力に限り月額料金を2.5%割り引くことが決められた。

#### 第4節 その他の投資環境

##### 1. 治安の問題

インドネシアで問題となるその他の投資環境の問題として挙げられるのが、治安の問題であろう。しかしながら、治安の問題と一言と言っても、その問題はいくつかに分けられる。第一に、経済危機の最中にしばしば起きた、工場から港湾に物資を運ぶ際、トラックがハイジャックに遭うといった事態は、ここ2～3年の間、あまり報告されなくなっている。第二に、2000年2月にプカシの工業団地で、周辺の住民が再三工業団地内の企業に住民の雇用を求めたのに対し、企業側が取り合おうとしなかったため、工業団地の道路を封鎖するという事態が起きているが、この種の地元住民によるデモも、2002年に入ってあまり報告されていない。しかしながら、進出企業には、イスラム教の犠牲祭の際には、牛や山羊を提供したり、モスクでの集会の際に駄菓子の差入れを行うなど、周辺住民への気配りは今後も必要であると思われる。

第三に、2002年10月12日にバリ島で起きたような爆弾テロ事件であるが、件数の上では2000年から2001年をピークに明らかに減少している。特に、2000年のクリスマスの晩、インドネシアの各地の教会周辺を狙った爆弾テロの犯人も、バリ島の爆弾テロ事件の犯人との関連で逮捕されてきている。しかし、根絶されたわけではないので、依然として注意は必要で、特にキリスト教の教会などの周辺を歩く場合などは、注意が必要であろう。第四に、2001年9月11日の米国連続テロ事件後のアフガニスタン攻撃前後、イスラム教徒を中心に外国人一掃運動が起き、今年に入っても米国大使館の前で公用車に仕掛けられた爆弾が爆発している。この結果、欧米系の外国人が相次いで帰国したと伝えられる。日本人が、こうしたテロのターゲットになると言う、その可能性は少ないであろうが、2001年

日本が米国のアフガン攻撃を支持したことを理由に、マカッサルの総領事館で、総領事館のローカル・スタッフに掲揚している日の丸の旗を降ろさせるという事件も起きているので、注意をするに越したことはない。さらに、2001年にはマクドナルドなども、過激なイスラム教徒のターゲットとなったことも留意する必要がある。こうした反米感情に基づくテロは、今後の国際情勢と日本政府の姿勢如何で、より一層の注意が必要になる場合もあり得る。

また、以上述べたような治安状況が、インドネシアの対外的イメージを悪くしていることも否定できない。インドネシアに長く住んでいて、日本の新聞で見るほどインドネシアは危険な国と思う人はほとんどいないと思われるが、爆弾テロに加え、インドネシアの宗教や民族紛争などのニュースが報道されることは、インドネシアという国を実際以上に危険な国と思込ませてしまう可能性がある。そうすると、インドネシアでつくった製品は安定供給が保証されないとの理由から、外国のバイヤーから拒否される、ないしはインドネシアからの購入分を削減するといったバイヤーのリスク回避行動は、これまでも行われてきている。特に米国系のバイヤーは、政情不安や治安と言った状況には非常に敏感で、インドネシアからの発注を停止するという事態は容易に起こり得ることが懸念される。

##### 2. 密輸入問題

密輸問題は、インドネシアでは古くから絶えない問題である。というのも、インドネシアは四方海に囲まれた大小島々の国であるがゆえに、どこからでもモノを入れやすいという環境にある。加えて、税関が頻繁に賄賂を要求することでも良く知られることから、税関が容易に密輸に協力しているという実態も存在する。このため、どこかの島で関税を支払わずに輸入手続きをし、その後で国内商業取引として、最終目的地であるジャカルタなどの都市に大量のコンテナを運ぶという手口で密輸が行われているとされる。仮に密輸が摘発されても、輸入したはずの輸入業者のID番号をもとに調べていくと、架空の業者であることがしばしばあり、密輸を行っている犯人を捕らえることも

容易ではないようである。

密輸出の品目としては、動植物、砂、木材などの密輸出が行われる一方、密輸入品としては古着を含めた繊維製品、家電製品、履き物、玩具のほか、米や砂糖などの密輸入が、2002年には目立って増えた。このうち、繊維製品と家電製品に関しては、中国からの密輸入品が特に多かったようである。これは、一つに中国の企業には国営企業の習慣が一部で根強く残っているとされ、需要を考えずに年初に掲げた生産目標に向けて製造するため、市場で超過供給が生じ、売れ残った商品が外国に輸出されるようである。その際、税関の管理が厳しくないインドネシアやベトナムなどが、売れ残った商品の行き先となるようである。

こうした密輸入品には、輸入関税のほか、付加価値税、所得税、さらには奢侈品税などが支払われていないことから、国内で製造された製品よりも、市場に回ったときの価格が安くなる。このため、密輸品の増加が、国産品を駆逐することが懸念されている。

## 第5節 政府の取組みと今後の見通し

これまでも見てきたように、2002年は投資環境悪化の影響が、投資認可のデータや、ブランド企業による撤退や発注停止など、現実となって顕在化した年であったと言える。そのためか、最低賃金を決めるに際しても、2002年の最低賃金の引き上げ率が38.7%という法外な引き上げ幅であったのと比べると、2003年の引き上げ率は6.8%に抑えられるなど、2002年の後半頃から、投資環境に配慮する姿勢が、政府にも労働者側にも少し見られるように感じられる。こうした配慮

は、電力料金引上げを見直す際においても、産業・事業者向けのみを割引の対象としたことから感じられる。

しかしながら、積極的な意味での具体的な改善策もいくつか採られている。その一つが、カラーテレビや自動車などに課せられてきた奢侈品税を一部廃止または削減することが行われた。これは、電機製品の国内消費を促すだけでなく、密輸品との価格差を埋める意味でも、同対策は有効であると評価されている。また、これまで関税などの支払いをきちんと済ませているなど、いわゆるトラック・レコードの良い企業に対して、部品・原材料を輸入する際の手続きを簡素化する措置が採られ、少なからぬ日系企業が、同恩恵を受けている。

さらに、2002年11月25日には、テオ・トゥミオン投資調整庁（BKPM）長官が、輸出促進・投資保護のためのタスクフォースを設置することを表明、これまで複数の省庁を経なければならなかった投資認可手続きを、BKPMの窓口だけで一括してできるようにするワン・ルーフ・サービスを実現していくことを表明、併せて2003年を「投資年」とすることで、大統領の合意を得ている。

以上のように、どんより暗雲のかかった投資環境にようやく薄日が差し始めてきた様子が、2002年後半から感じられる。2004年は総選挙と大統領選が行われる関係で、多くの企業が“wait and see”といった姿勢を取り続けることも考えられるが、その間、労働者も法外な要求をすれば、天に吐いた唾が跳ね返ってくることを学習するとともに、政府が投資環境改善のためより一層の努力を重ねていくことが期待される。